

グループホームあいの里きらら

指定認知症対応型共同生活介護・

指定介護予防認知症対応型共同生活介護

(短期利用を含む)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬信福祉会が設置するグループホームあいの里きらら(以下「事業所」という。)において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕(以下「サービス」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練等必要な援助を行うものである。

また、サービスの提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症状の進行の緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身状況を踏まえて、適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する大東市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療・福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 サービスの提供の終了に際しては利用またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う、

(運 営)

第3条 サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称・所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム あいの里きらら
- (2) 所在地 大阪府大東市大字龍間673番地3

(従業者の職種、員数、職務内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者および業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 2名(常勤職員および非常勤職員)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護従業者 8名以上(常勤職員4名、非常勤職員4名)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護および世話、支援を行う。

(利用定員)

第6条 事業所は2ユニットとし、利用定員は18名とする。

(事業内容)

第7条 事業所で行うサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(短期利用共同生活介護)

第8条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間のサービスを提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は、1ユニットにつき1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者および家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(介護計画の作成)

第9条 計画作成担当者は、サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況・希望、その置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者およびその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付するものとする。
- 4 介護計画の作成後においても、他の従業者および利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第10条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

- 3 家賃については、月額45,000円を徴収する。
- 4 入居金については、入居時に60,000円を預かるとともに、入居金の償却期間は6ヶ月、入居後6ヶ月以内に退居した場合には、未経過分（残金）を返還するものとする。

また、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて退居時に残額を返還するとともに、未払い家賃がある場合は敷金から差し引いて家賃に充当することがある。

なお、短期利用共同生活介護については、入居金を不要とする。

- 5 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。
朝食 330円/回、昼食 572円/回、夕食 500円/回
- 6 管理費については、月額20,000円を徴収する。
- 7 光熱水費については、月額15,000円を徴収する。
- 8 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 9 月の途中における入退居については、日割り計算とする。
- 10 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料とそ

の他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

- 1 1 サービスの提供に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容・費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得ることとする。
- 1 2 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 1 3 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者またはその家族に対して交付する。

（入退居に当たっての留意事項）

第11条 サービスの対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除くものとする。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者およびその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
- 5 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

（衛生管理等）

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器、その他の設備、および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において、食中毒および感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

（緊急時等における対応方法）

第13条 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、大東市、当該

利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害地震等の災害に対処するための非常災害対策計画を作成し、関係機関への通報および連絡体制の整備等の体制に万全を期すとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連絡方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により大東市が行う文書その他の物件の提出、提示の求め、質問、照会、調査に協力するとともに、大東市からの指導・助言を受けた場合は、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合は、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守するとともに、法人において定める個人情報保護規程および特定個人情報取扱規程に沿って適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、指定認知症対応型共同生活介護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを大東

市に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の態様、時間、その際の入居者の心身の状況および緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携など)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民または自発的な活動等との連携および協力を行う等地域との交流に努める。

2 サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容および活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるとともに、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、事業所の従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約に定めるものとする。

4 事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスの提供を開始した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年2月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日一部改正し、同日施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日一部改正し、同日施行する。(介護報酬改定による改正)